



# Human Resource News

## 人事・労務通信

麻布M&Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)  
飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 編集担当/遠藤・内村・吉野  
〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F  
Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632  
URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

### ◇令和7年度の最低賃金の改定

令和7年10月1日から最低賃金が改定となります。

今年度は物価上昇や人手不足への対応を背景に、全国平均の引き上げ額が過去最高66円の引き上げとなりました。

最低賃金の全国平均は1,118円となり、政府が掲げてきた「全国1,000円超え」が達成されました。

最低賃金は、社員、アルバイト等の名称、雇用形態にかかわらず、全ての労働者に適用されるので、必ず最低賃金を上回るようにしましょう。月給者、日給者の給与については所定労働時間等で給与額を除するなどして時給単価に換算し確認してください。

#### ○最低賃金（時給）（単位：円）

	R6	R7		R6	R7
東京	1,163	→ 1,226	神奈川県	1,162	→ 1,225
埼玉	1,078	→ 1,141	千葉	1,076	→ 1,140

[最高] 1,226円 (↑63円) [最低] 1,015円 (↑64円)  
[全国平均] 1,118円 (↑63円)

### ◇19歳以上23歳未満の方の社会保険における被扶養者認定の年間収入要件が変更されます。

令和7年度税制改正において、人手不足の状況における就業調整対策等のため、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合の特定扶養控除の要件の見直し等が行われ、社会保険の扶養認定を受ける方（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取り扱いが10月1日以降、以下のように変更となります。

#### ・被扶養者認定における年間収入要件

扶養認定日が令和7年10月1日以降で、**扶養認定を受ける方が19歳以上23歳未満の場合**（被保険者の配偶者を除く。）は、現行の「年間収入130万円未満」が「**年間収入150万円未満**」となります。

※年齢要件（19歳以上23歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。

### ◇年末調整に係る法改正

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これにより、12月に行う年末調整に変更が生じます。

#### (1) 基礎控除の見直し

合計所得金額に応じて、基礎控除額が「58万円～95万円」に変動する仕組へ変更。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(※1)</sup> )		基礎控除額	
		改正後 <sup>(※1)</sup>	改正前
132万円以下	(200万3,999円以下)	95万円 <sup>(※2)</sup>	48万円
132万円超 336万円以下	(200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 <sup>(※2)</sup>	
336万円超 489万円以下	(475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 <sup>(※2)</sup>	
489万円超 655万円以下	(665万5,556円超 850万円以下)	63万円 <sup>(※2)</sup>	
655万円超 2,350万円以下	(850万円超 2,545万円以下)	58万円	

#### (2) 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が「65万円」に統一。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40% - 10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30% + 8万円

#### (3) 特定親族特別控除の創設

19歳以上23歳未満の親族（合計所得58万円超～123万円以下）について、合計所得金額に応じ「3万円～63万円」の控除が新設。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(※1)</sup> )	特定親族特別控除額	
58万円超 85万円以下	(123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下	(150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下	(155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下	(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下	(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下	(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下	(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下	(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下	(185万円超 188万円以下)	3万円

#### (4) 扶養親族等の所得要件の見直し

同一生計配偶者・扶養親族の合計所得要件が「58万円以下」に変更。

扶養親族等の区分	所得要件 <sup>(※1)</sup> (収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(※2)</sup> )	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)